



2025年2月14日

各 位

会社名：大日精化工業株式会社

代表者名：代表取締役社長 高橋 弘二

(コード番号 4116 東証プライム)

問合せ先：専務執行役員 最高財務責任者 駒田 達彦

TEL 03-3662-1638

従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入及び 従業員持株会に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、当社及び当社国内子会社（以下「当社グループ」といいます。）の従業員に対して、当社の従業員持株会である大日精化従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を通じて譲渡制限付株式を付与する従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しましたので、お知らせいたします。

併せて、本持株会を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

当社は、2025年3月期を初年度とする3か年中期経営計画「明日への変革2027」において、新たな基本戦略として「HR戦略」を策定し、「イノベーションが湧き上がる活力に満ちた企業風土の醸成」を目標に掲げております。

同目標達成のため、本日開催の当社取締役会において、本持株会に加入し本制度に同意する当社グループの従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対し、エンゲージメント向上及び人財活躍推進に向けた福利厚生の増進策として、本持株会を通じて当社が処分する譲渡制限付株式としての当社普通株式の取得機会を提供することとしました。これにより、対象従業員の資産形成の一助とすることに加え、当社グループの業績や株価への意識を高めることにより、株主の皆様との一層の価値共有を進め、中長期的な企業価値向上に向けてのモチベーションを高めることを目的としております。

2. 本制度の概要

本持株会に加入資格のある対象従業員に対し、本制度に同意することを条件として、当社グループから譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として、金銭債権（以下「本特別奨励金」といいます。）が支給されます。

対象従業員が本特別奨励金を本持株会に対して拠出し、本持株会が対象従業員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、対象従業員は本持株会を通じて譲渡制限付株式としての当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。なお、詳細については、下記「4. 処分の目的及び理由 <本制度の概要>」に記載しております。

3. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年7月1日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 274,450株 (注1)
(3) 処分価額	1株につき2,970円 (注2)
(4) 処分価額の総額	815,116,500円 (本日現在の見込額であり、上記(3)の処分価額に上記(2)の処分株式数を乗じた額とします。)
(5) 処分方法及び割当予定先	第三者割当の方法により、本持株会から引受けの申込みがされることを条件として、上記(2)に記載の処分する株式の数の範囲で本持株会が定めた申込み株式の数を本持株会に対して割り当てます (当該割り当てた数が処分する株式の数となります。) (大日精化従業員持株会 274,450株) なお、各対象従業員からの付与株式数の一部申し込みは受け付けないものとします。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

(注1)「処分する株式の数」及び「処分価額の総額」は、本制度の適用対象となり得る最大人数である当社グループの従業員2,495名に対して、それぞれ当社普通株式110株を譲渡制限付株式として付与するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の数及び処分価額の総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションや本持株会の会員への本制度に対する同意確認が終了した後の、対象従業員の数(最大2,495名)に応じて確定します。

(注2)2025年2月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を基準として算出した処分価額をもとに見込額を記載しております。なお、当社は、本日、「2025年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」等を公表していることから、当該公表に伴う株価への影響を織り込み、また、既存株主の利益に配慮するため、2025年2月21日(以下「条件決定日」といいます。)に、株価変動等諸般の事情を考慮の上、(i)2025年2月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である2,970円と、(ii)条件決定日の直前取引日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を比較し、高い方の金額を譲渡制限付株式の処分価額として決定いたします。

4. 処分の目的及び理由

処分の目的及び理由につきましては、上記「1. 本制度の導入目的」に記載のとおりであります。

なお、本制度の概要については、以下のとおりです。

<本制度の概要>

本制度においては、当社グループから対象従業員に対し、1名につき110株を譲渡制限付株式として付与するための、本特別奨励金が支給され、対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出することとなります。そして、本持株会は、対象従業員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により、当社普通株式を新たに発行又は処分する場合において、当該普通株式の1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、本持株会（ひいては対象従業員）にとって特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

当社及び本持株会は、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、①一定期間、割当てを受けた株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること（以下「譲渡制限」といいます。）、②一定の事由が生じた場合には割当てを受けた株式を当社が無償取得することなどをその内容に含む、譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。また、対象従業員に対する本特別奨励金の支給は、当社と本持株会との間において譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件として行われることとなります。

なお、対象従業員は、譲渡制限が解除されるまでの間、本持株会に係る持株会規約及び持株会運営細則等（以下「本持株会規約等」といいます。）（注）に基づき、本持株会に拠出した金銭債権に応じて対象従業員が保有することとなる譲渡制限付株式に係る対象従業員の有する会員持分（以下「譲渡制限付株式持分」といいます。）について、引き出すことを制限されることとなります。

（注）本持株会は、本自己株式処分に係る取締役会決議後速やかに開催される本持株会の理事会において、本自己株式処分を受けるに先立って、本制度に対応した、本持株会規約等の改定を決議予定であり、当該改定は、当該理事会決議後の本持株会規約等に基づく本持株会の会員への通知発信後2週間を経過し、かつ、本持株会の会員からの異議が本持株会の会員数の3分の1未満の場合に効力が発生する予定です。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である本持株会が対象従業員から拠出された本特別奨励金の全部を現物出資財産として払い込むことで、本持株会に対して、当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）を処分することとなります。本自己株式処分において、当社と本持株会との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記「5. 本割当契約の概要」のとおりです。本自己株式処分における処分株式数は、上記「3. 処分の概要」の（注1）に記載のとおり後日確定しますが、1名あたり付与株式数が上限の110株で確定し、本制度の適用対象となり得る最大人数である当社グループの従業員2,495名の全員が本持株会に加入し、本制度に同意した場合には274,450株を予定しています。かかる処分株式数を前提とした場合、本自己株式処分における株式の希薄化規模は、2024年9月30日現在の発行済株式総数18,613,110株に対し1.47%（小数点以下第3位を四捨五入しています。割合の計算において以下同じです。）であり、2024年9月30日現在の総議決権個数171,172個に対し1.60%です。

本制度の導入は、対象従業員のエンゲージメント向上、人財活躍推進に向けた福利厚生増進策として、本持株会を通じて、当社が発行又は処分する当社普通株式を譲渡制限付株式として取得させる機会を提供することによって、本持株会への入会を奨励し、対象従業員の財産形成の一助となることを期待することに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象従業員に与えるとともに、対象従業員が株価や業績を意識し、当社の株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものであり、当社グループの企業価値の増大に寄与するものと考えており、本自己株式処分における処分株式数及び株式の希薄化規模は合理的であり、また、その希薄化規模を踏まえても市場への影響は軽微であると判断しています。

なお、本自己株式処分は、本自己株式処分に係る処分期日の前日までに改定された本持株会規約等の効力が発生すること、及び申込期間に当社と本持株会との間で本割当契約が締結されることを条件として実施されます。

5. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2025年7月1日から2030年10月31日まで

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、本持株会の会員であったことを条件として、当該条件を充足した対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で、譲渡制限を解除する。

(3) 本持株会を退会した場合の取扱い

・処分期日時点で委任契約又は有期雇用契約以外の執行役員並びに有期雇用契約以外の従業員である対象従業員

対象従業員が、2025年7月1日から2026年3月30日までの間に、死亡、役員（執行役員を除く。以下同じ。）に就任又はその他の正当な事由により、本持株会を退会する場合（会員資格を喪失した場合又は退会申請を行った場合を意味する。以下同じ。）には、当社は、本持株会が対象従業員の退会申請を受け付けた日（会員資格を喪失した場合には当該資格を喪失した日（死亡による退会の場合には死亡した日）とし、以下「退会申請受付日」という。）において当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、退会申請受付日をもって譲渡制限を解除する。

また、対象従業員が、2026年3月31日から2030年10月31日までの間に、定年退職、選択定年による退職、死亡、役員に就任又はその他の正当な事由により、本持株会を退会する場合には、当社は、本持株会が対象従業員の退会申請受付日において当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、退会申請受付日をもって譲渡制限を解除する。

・処分期日時点で委任契約又は有期雇用契約の執行役員並びに有期雇用契約の従業員である対象従業員

対象従業員が、2026年3月31日から2030年10月31日までの間に、委任契約の終了、雇用契約期間満了による退職、死亡又はその他の正当な事由により、本持株会を退会する場合には、当社は、本持株会が対象従業員の退会申請受付日において当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の数に、下表の退会申請受付日の区分に応じた割合を乗じて得られた数（1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）について、退会申請受付日をもって譲渡制限を解除する。

退会申請受付日	譲渡制限を解除する株式数の割合
2026年3月31日～2027年3月31日	5分の1
2027年4月1日～2028年3月31日	5分の2
2028年4月1日～2029年3月31日	5分の3
2029年4月1日～2030年3月31日	5分の4
2030年4月1日～2030年10月31日	5分の5

対象従業員が譲渡制限期間中に、役員への就任により、本持株会を退会する場合には、当社は、本持株会が対象従業員の退会申請受付日において当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、退会申請受付日をもって譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

対象従業員が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合、本持株会への抛出の休止を申請し当該休止について本持株会の理事長の承諾を得た場合、その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、当該時点において当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。また、本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、譲渡制限付株式持分について、対象従業員の有するそれ以外の会員持分（以下「通常持分」という。）と分別して登録し、管理する。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該承認の日において本持株会の保有に係る本割当株式のうち、対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。

6. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、譲渡制限付株式付与のために対象従業員に支給された本特別奨励金を出資財産として、対象従業員が本持株会に抛出して行われるものです。処分金額につきましては、既存株主への配慮という観点から、また、恣意性を排除した金額とするため、(i)2025年2月13日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である2,970円と(ii)条件決定日の直前取引日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を比較し、高い方の金額としております。これは、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、本持株会にとって特に有利な金額には該当しないものと考えております。

なお、2025年2月13日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である2,970円の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入）は次のとおりとなります。

期間	終値平均 (円未満切捨て)	乖離率
1ヶ月（2025年1月14日～2025年2月13日）	2,856円	3.99%
3ヶ月（2024年11月14日～2025年2月13日）	2,892円	2.70%
6ヶ月（2024年8月14日～2025年2月13日）	2,953円	0.58%

本日開催の取締役会に出席した監査役4名全員（うち社外監査役2名）は、上記処分金額について、本自己株式処分が本制度の導入を目的としていること、及び処分金額が(i)取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値と(ii)条件決定日の直前取引日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を比較し、高い方の金額であることに鑑み、割当予定先に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見を表明しています。

7. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

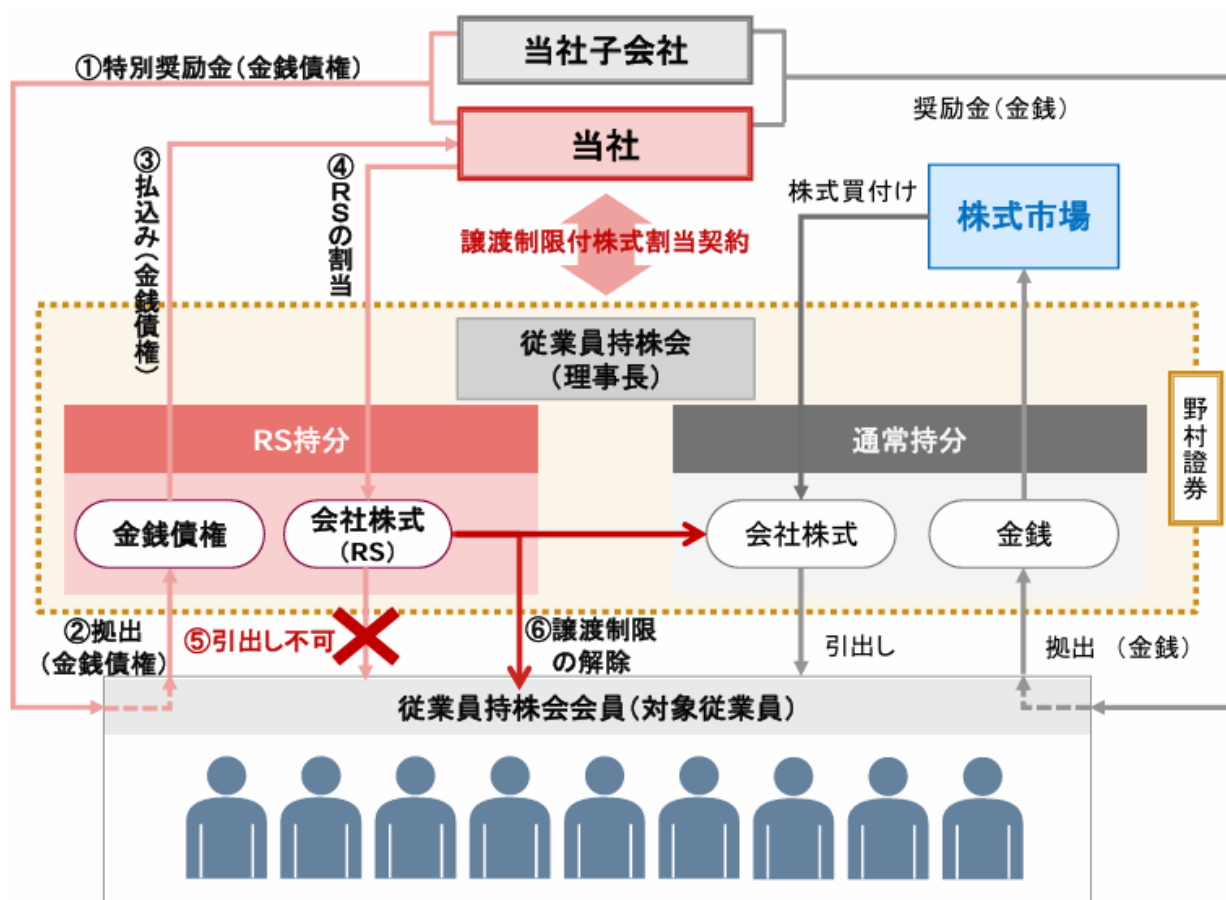
(注) 本資料に記載されている業績予想等の将来に関する記述は、現時点で入手可能な情報に基づき算出したものであり、実際の業績は今後様々な要因によって異なる結果となる場合がございます。

以 上

(ご参考)

【本制度の仕組み】

- ① 当社及び当社子会社は、対象従業員に譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として金銭債権を支給します。
- ② 対象従業員は、上記①の金銭債権を本持株会へ拋出します。
- ③ 本持株会は、上記②で拋出をされた金銭債権を取りまとめ、当社へ払い込みます。
- ④ 当社は、本持株会に対して譲渡制限付株式（下図において「RS」といいます。）として本割当株式を割り当てます。
- ⑤ 本割当株式は、野村証券株式会社を通じて、本持株会が開設した専用口座へ入庫され、譲渡制限期間中の引出しが制限されます。
- ⑥ 本割当株式は、譲渡制限解除後に、通常持分又は対象従業員名義の証券口座に振替えられます。



以上